

横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 こ保運第 1 号(副市長決裁)
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日 こ保給第 234 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号、以下「法」という。）

第 65 条第 1 号の 2 及び第 2 号に規定する費用の支弁、同法附則第 6 条第 1 項に規定する費用の支払い並びに児童福祉法第 51 条第 5 号に規定する費用の支弁について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 施設・事業者

法第 31 条第 1 項に基づき施設型給付費の支給に係る施設として確認された特定教育・保育施設（市町村が設置するものを除く）及び同法第 43 条第 1 項に基づき地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認された地域型保育を行う特定地域型保育事業者をいう。

(2) 給付費等

法第 27 条から 30 条までに基づく給付費並びに附則第 6 条に基づき保育所に支払う委託費及び児童福祉法第 51 条第 5 号に基づき施設・事業者を支払う措置に要する費用、その他横浜市長が必要と認める費用をいう。

(3) 給付費申請システム

公定価格加算・調整項目届出書（第 4 号様式）、横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱（以下「向上支援費等取扱要綱」という。）に規定する向上支援費加算状況等届出書（第 1 号様式）、雇用状況表（第 2 号様式）及び横浜市延長保育事業実施要綱に規定する延長保育事業費加算状況等届出書（第 2 号様式）の提出並びに給付費等の請求内容について承認するクラウドサービスをいう。ただし、クラウドサービスは横浜市長が指定したものに限る。

(額の算定)

第 3 条 給付費等の額の算定にあたっては、法の定めによるもののほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号）により、国の定めるところによるものとする。

(請求者及び請求方法等)

第 4 条 給付費等のうち、法第 27 条から 30 条までに規定する費用の支払いについては、第 27 条第 5 項、第 28 条第 4 項、第 29 条第 5 項及び第 30 条第 4 項の規定に基づき、施設・事業者を支払うものとし、施設・事業者が給付費等の支払いを受けようとするときは、施設・事業者の代表権を有する者又はその委任者（以下「代表者」という。）が給付費申請システムにより横浜市長に請求するものとする。

ただし、横浜市長が認める場合に限り、「子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書（第1号様式）（以下「給付費等請求書」という。）」、「子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（児童）（第2号様式）（以下「請求明細書（児童）」という。）」及び「子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（施設）（第3号様式）（以下「請求明細書（施設）」という。）」により、横浜市長に請求できるものとする。この場合においては請求明細書（児童）及び請求明細書（施設）に相当する請求情報を施設・事業者が提出することをもって当該明細書に替えることができるものとする。

- 2 代表者は月毎の保育・教育の実施状況及び実績に基づき、横浜市長に給付費等を請求するものとし、横浜市はこれを確認し支払うものとする。
- 3 代表者は、当月1日における施設・事業者の保育・教育の実施状況を、公定価格加算・調整項目届出書（第4号様式）（以下「届出書」という。）及び挙証資料により毎月15日までに横浜市長に提出するものとする。ただし3月のみに適用される加算については、横浜市長が別途指定する期間内に提出するものとする。

- 4 施設・事業者（家庭的保育事業者を除く）が、副園長・教頭配置加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、年齢別配置基準を下回る場合、主幹教諭等専任加算、療育支援加算、指導充実加配加算、事務負担対応加配加算、1歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、主任保育士専任加算、チーム保育推進加算、事務職員雇上費加算、栄養管理加算、学級編制調整加配加算、事務職員配置加算、資格保有者加算、障害児保育加算及び保育士比率向上加算のうち、それぞれの施設・事業者種別に応じて適用される加算又は調整の項目についての適用を受けようとするときは、向上支援費等取扱要綱に規定する雇用状況表を届出書の提出にあわせて横浜市長に提出するものとする。

家庭的保育事業者が、資格保有者加算、家庭的保育補助者加算、障害児保育加算及び栄養管理加算の適用を受けようとするときは、向上支援費等取扱要綱に規定する雇用状況表を給付費等請求内容の承認にあわせて横浜市長に提出するものとする。

- 5 施設・事業者が、施設関係者評価加算の支払いを受けようとするときは、以下によるものとする。
 - （1）施設・事業者は、施設関係者評価加算（申請・報告）書（第6号様式）を毎年12月末までに横浜市長に提出するものとする。
 - （2）横浜市長は、前号で受理した書類を審査し、当該施設・事業者審査結果を連絡するものとする。
 - （3）当該施設・事業者は、毎年3月15日までに施設関係者評価加算（申請・報告）書に挙証資料を添付して記入し横浜市長に提出するものとする。ただし、3月15日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその前の平日とする。
- 6 施設・事業者が、高齢者等活躍促進加算の支払いを受けようとするときは、以下によるものとする。
 - （1）施設・事業者は、高齢者等活躍促進加算（申請・報告）書（第7号様式の1）、高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表（第7号様式の2）を記入し、毎年12月末までに横浜市長に提出するものとする。
 - （2）横浜市長は、前号で受理した書類を審査し、当該施設・事業者審査結果を連絡するものとする。
 - （3）承認を受けた施設・事業者は、高齢者等活躍促進加算（申請・報告）書（第7号様式の

- 1)、高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳書（第7号様式の2）に実績を記入し、毎年3月15日までに横浜市長に提出するものとする。ただし、3月15日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその前の平日とする。
- 7 施設・事業者が、施設機能強化推進費加算の支払いを受けようとするときは、以下によるものとする。
- （1）施設・事業者は、各施設・事業者用の施設機能強化推進費加算（申請・報告）書（第8号様式の1から第8号様式の2）に記入し、毎年12月末までに横浜市長に提出するものとする。
 - （2）横浜市長は、前号で受理した書類を審査し、当該施設・事業者審査結果を連絡するものとする。
 - （3）当該施設・事業者は、毎年3月15日までに各施設・事業者用の施設機能強化推進費加算（申請・報告）書（第8号様式の1から第8号様式の2）に実績を記入し横浜市長に提出するものとする。ただし、3月15日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその前の平日とする。
- 8 施設・事業者が、小学校接続加算の支払いを受けようとするときは、毎年3月15日までに小学校接続加算実施報告書（第9号様式）を横浜市長に提出するものとする。ただし、3月15日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその前の平日とする。
- 9 施設・事業者が、第三者評価受審加算の支払いを受けようとするときは、以下によるものとする。
- （1）施設・事業者は、第三者評価受審加算（申請・報告）書（第5号様式）を毎年12月末までに横浜市長に提出するものとする。
 - （2）横浜市長は、前号で受理した書類を審査し、当該施設・事業者審査結果を連絡するものとする。
 - （3）施設・事業者が、第三者評価受審加算の支払いを受けようとするときは、毎年3月15日までに向上支援費等取扱要綱に定める第三者評価受審加算（申請・報告）書（第5号様式）に挙証資料を添付して横浜市長に提出するものとする。ただし、3月15日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその前の平日とする。
- 10 施設・事業者が処遇改善等加算の支払いを受けようとするときの手続きは、横浜市処遇改善等加算取扱要領の規定によるものとする。
- 11 施設・事業者が休日保育加算の支払いを受けようとするときは、次の各号によるものとする。
- （1）施設・事業者は、休日保育実施兼加算適用届出書（第10号様式）を当該年度で初めて休日保育加算の支払いを受けようとする月の15日までに横浜市長に提出するものとする。
 - （2）施設・事業者は、休日保育の実施内容を変更する場合は、休日保育実施兼加算適用変更届出書（第10号様式の2）を、実施内容を変更する月の1か月前までに横浜市長に提出するものとする。ただし、年度当初から実施内容を変更する場合は、前年度の8月末日までに横浜市長に提出するものとする。

（給付費の過誤申し立て）

第5条 代表者は、すでに支払いを受けた給付費等の請求内容に変更が生じた場合、子ども・子育て支援教育・保育給付費等過誤申立書（第5号様式）または子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書（サマリ）＜確定版＞兼過誤申立書（第12号様式）により横浜市長に給付費の過誤を申し立てるものとする。

2 横浜市長は、前項による申立を受理したときは、内容を確認し、給付費等の追加支給又は戻入を求めるものとする。

（状況調査等）

第6条 横浜市長は、法第38条、第50条の規定に基づき、施設・事業者の運営、給付費等の収支、利用児童の処遇等について、必要な報告、必要書類の提出を命じ、又は実地調査することができる。

2 横浜市長は、代表者が事実と異なる内容で請求、報告、申請等を行った場合又は前項の規定に基づく調査においてその執行に疑義が生じた場合は、是正させ、給付費等の全部又は一部の返還を命じることができる。

（各種帳簿の作成及び保存）

第7条 施設・事業者は、施設長（又は管理者）等を含む全職員の勤務状況等に関する帳簿を作成し、5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか給付費等の請求、支弁、支払い、その他支弁等に必要な事項は、「横浜市予算規則」（令和6年3月横浜市規則第25号）及び「横浜市会計規則」（令和6年3月横浜市規則第26号）に定めるところによるものとする。

2 この要綱の規定により施設・事業者が負う債務は、横浜市が負う債務と相殺することができるものとする。

3 市外の施設・事業者において保育・教育を実施した児童に係る給付費等の支弁については、この要綱にかかわらず横浜市が当該施設・事業者の給付費等の支弁を所管する地方公共団体と協議して定めるものとする。

4 横浜市における保育・教育に係る向上支援費、延長保育事業費、一時預かり事業費及びその他の費用についての事務手続きについては、別に定めるものとする。

5 法附則第6条第1項に規定する特定保育所に委託費として支払う保育費用の経理については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 9 月 7 日から施行する。

(横浜市長が必要と認める費用の取扱いについて)

2 要綱第 2 条第 2 号に掲げる給付費等のうち、横浜市長が必要と認める費用とは、次に掲げるものとする。

(1) 施設・事業者（ただし、幼稚園及び保育所を除く。以下同じ。）が教育・保育給付認定保護者から本来徴すべき利用料と、新型コロナウイルス感染症の影響により教育・保育給付認定子どもが登園の自粛等をしたことに伴う日割り計算後の利用料の差額分の費用

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、利用料の徴収を停止した場合の、施設・事業者が教育・保育給付認定保護者から本来徴すべき利用料相当分の費用

3 附則 2 第 1 号に掲げる費用については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 支払いについては、横浜市が施設・事業者に提示する額に基づき支払うものとし、施設・事業者が当該費用の支払いを受けようとするときは、「子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書」（第 1 号様式）により横浜市長に請求するものとする。

(2) 横浜市は、同条第 1 号に基づき請求された書類を確認し支払うものとする。

4 附則 2 第 2 号に掲げる費用については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 支払いについては、横浜市が施設・事業者に提示する額に基づき支払うものとし、施設・事業者が利用料相当分の費用の支払いを受けようとするときは、「子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書」（第 1 号様式の 8）により横浜市長に請求するものとする。

(2) 横浜市は、第 1 号に基づき請求された書類を確認し支払うものとする。

(3) 施設・事業者は、第 1 号により支払いを受けた利用料相当分の費用により、教育・保育給付認定保護者へ利用料を返金する場合は、当該手続きに係る経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、5 年間保存しておかなければならない。

(4) 施設・事業者は、第 1 号により支払いを受けた利用料相当分の費用と同額を横浜市へ返還しなければならない。

(5) 横浜市は、本条に定める取り扱いの適正な執行を期するために必要があるときは、要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、施設・事業者に対し、状況調査等を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 9 日から施行し、改正後の「子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書」(第 1 号様式)は令和 4 年 5 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 25 日から施行し、改正後の「子ども・子育て支援教育・保育給付費等過誤申立書」(第 5 号様式)は令和 4 年 6 月 27 日から、「小学校接続加算実施報告書」(第 9 号様式)は令和 4 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 2 月 24 日から施行する。

(横浜市長が必要と認める費用の取扱いについて)

2 要綱第 2 条第 2 号に定める給付費等のうち、横浜市長が必要と認める費用については、横浜市が施設・事業者に提示する額に基づき支払うものとし、施設・事業者が当該費用の支払いを受けようとするときは、第 2 条第 3 号に定める給付費申請システムにより横浜市長に請求するものとする。

ただし、横浜市長が認める場合に限り「子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書(第 1 号様式)」により、横浜市長に請求できるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 20 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 16 日から施行し、令和 7 年 11 月 25 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式の1
施設種別

請求書番号
年 月 日

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書

横浜市長

事業所番号 _____

事業所住所 _____

事業所名称 _____

設置者住所 _____

設置者名 _____

代表者職氏名 _____

子ども・子育て支援法第27条、28条、29条又は30条の規定に基づき、次のとおり
子ども・子育て支援教育・保育給付費等を請求します。

1 請求金額

¥ _____ (_____ 年 _____ 月利用分)

2 振込先口座

フリガナ							
口座名義人							
振込先 金融機関 (コード番号)							
	金融機関 コード番号			支店 コード番号			
預金種目		口座番号					

3 添付書類

- (1) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（児童）
- (2) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（施設）
- (3) その他市長が必要と認める書類

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書

横浜市長

事業所番号 _____
事業所住所 _____
事業所名称 _____
設置者住所 _____
設置者名 _____
代表者職氏名 _____ 印

子ども・子育て支援法第27条、28条、29条又は30条の規定に基づき、次のとおり
子ども・子育て支援教育・保育給付費等を請求します。

1 請求金額

¥ _____ (_____ 年 _____ 月利用分)

2 振込先口座

フリガナ							
口座名義人							
振込先 金融機関 (コード番号)				銀行 金庫 組合	支店		
	金融機関 コード番号				支店 コード番号		
預金種目		口座番号					

本件振込については上記名義人宛振込願います。

事業所名称 _____
設置者名 _____
代表者職氏名 _____ 印

3 添付書類

- (1) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（児童）
- (2) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（施設）
- (3) その他市長が必要と認める書類

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書

横浜市長

事業所番号 _____

事業所住所 _____

事業所名称 _____

設置者住所 _____

設置者名 _____

園長・施設長氏名 _____

子ども・子育て支援法第27条、28条、29条又は30条の規定に基づき、次のとおり
子ども・子育て支援教育・保育給付費等を請求します。

1 請求金額

¥ _____ (_____ 年 _____ 月利用分)

2 振込先口座

フリガナ							
口座名義人							
振込先 金融機関 (コード番号)							
	金融機関 コード番号			支店 コード番号			
預金種目		口座番号					

3 添付書類

- (1) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（児童）
- (2) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（施設）
- (3) その他市長が必要と認める書類

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書

横浜市長

事業所番号 _____

事業所住所 _____

事業所名称 _____

設置者住所 _____

設置者名 _____

園長・施設長氏名 _____ 印

子ども・子育て支援法第27条、28条、29条又は30条の規定に基づき、次のとおり
子ども・子育て支援教育・保育給付費等を請求します。

1 請求金額

¥ _____ (_____ 年 _____ 月利用分)

2 振込先口座

フリガナ							
口座名義人							
振込先 金融機関 (コード番号)							
	金融機関 コード番号			支店 コード番号			
預金種目			口座番号				

本件振込については上記名義人宛振込願います。

事業所名称 _____

設置者名 _____

園長・施設長氏名 _____ 印

3 添付書類

- (1) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（児童）
- (2) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（施設）
- (3) その他市長が必要と認める書類

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書

横浜市長

事業所番号 _____
事業所住所 _____
事業所名称 _____
設置者氏名 _____

子ども・子育て支援法第27条、28条、29条又は30条の規定に基づき、次のとおり
子ども・子育て支援教育・保育給付費等を請求します。

1 請求金額

¥ _____ (_____ 年 _____ 月利用分)

2 振込先口座

フリガナ										
口座名義人										
振込先 金融機関 (コード番号)										
	金融機関 コード番号					支店 コード番号				
預金種目		口座番号								

3 添付書類

- (1) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（児童）
- (2) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（施設）
- (3) その他市長が必要と認める書類

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書

横浜市長

事業所番号 _____
事業所住所 _____
事業所名称 _____
設置者氏名 _____ 印

子ども・子育て支援法第27条、28条、29条又は30条の規定に基づき、次のとおり
子ども・子育て支援教育・保育給付費等を請求します。

1 請求金額

¥ _____ (_____ 年 _____ 月利用分)

2 振込先口座

フリガナ											
口座名義人											
振込先 金融機関 (コード番号)											
	金融機関 コード番号					支店 コード番号					
預金種目						口座番号					

本件振込については上記名義人宛振込願います。

事業所名称 _____
氏名 _____ 印

3 添付書類

- (1) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（児童）
- (2) 子ども・子育て支援保育・教育給付費等請求明細書（施設）
- (3) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書

横浜市長

事業所番号 _____
事業所住所 _____

事業所名称 _____
設置者住所 _____

設置者名 _____
代表者職氏名 _____ 印

横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱に基づき、次のとおり子ども・子育て支援教育・保育給付費等を請求します。なお、請求にあたっては、同要綱の規定を順守します。

1 請求金額

¥ _____ (令和 年 月追加執行分)

2 振込先口座

フリガナ										
口座名義人										
振込先 金融機関 (コード番号)					銀行 金庫 組合		支店			
	金融機関 コード番号						支店 コード番号			
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号							

本件振込については上記名義人宛振込願います。

事業所名称 _____
設置者名 _____
代表者職氏名 _____ 印

年 月 日

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書

横浜市長

事業所番号 _____

事業所住所 _____

事業所名称 _____

設置者住所 _____

設置者名 _____

代表者職氏名 _____ 印

横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱に基づき、次のとおり子ども・子育て支援教育・保育給付費等を請求します。なお、請求にあたっては、同要綱の規定を順守します。また、日割り計算後の利用料相当分の返還については、同要綱附則第4条第4号の規定を順守し、返還いたします。

1 請求金額

¥ _____ (令和 年 月利用料相当分)

2 振込先口座

フリガナ										
口座名義人										
振込先 金融機関 (コード番号)					銀 行 金 庫 組 合	支 店				
	金融機関 コード番号					支店 コード番号				
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号							

本件振込については上記名義人宛振込願います。

事業所名称 _____

設置者名 _____

代表者職氏名 _____ 印

開所時間	平日						土曜						
11時間		:		～		:		:		～		:	
8 時間		:		～		:		:		～		:	

請求額集計欄	b	公定価格総額								
	c	給付額【b－a】								
	d	延長保育事業費総額								
	e	一時預かり事業費総額								
	f	横浜市助成総額								
	g	その他								
	合計（請求金額）									

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設名

令和8年度

月分

当月1日時点の公定価格の加算・調整項目の実施状況について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

【対象事業等】 当該施設において、次の事業を実施し、要件に該当します(該当項目の□にチェックを入れてください)

- ☐ ①市や県の補助・助成対象となっている幼稚園での預かり保育を実施している(月の平均対象子どもが1人以上)
 - ☐ ②市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や、非在園児の預かり保育を実施している(月の平均対象子どもが1人以上)
 - ☐ ③月の初日に満3歳児が1人以上利用している
 - ☐ ④月の初日に障害児保育教育対象児童(医療的ケア対象児童含む)又は個別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している
 - ☐ ⑤継続的な小学校との連携・接続に係る取組であって、以下の全ての要件を満たすもの
 - ア 施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続を担当する業務分担と担当者が明記されていること。
 - イ 授業・行事、研究会・研修会等の機会を通じた小学校との子ども同士の交流活動かつ職員間の連携活動の双方を合わせて5回以上実施していること。(どちらか一方のみは不可)
 - ウ 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。
- ※①～④について、当該要件を満たした月以降は、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。
- ※⑤については、年度当初における計画により要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。
- ☐ ⑥保育・教育質向上サポーター事業(Yサポ)とともに園内研修を企画・実施している、もしくは、園内研修・研究サポーターの支援のもと園内研修を企画・実施していること
 - ※ 園内研修・研究サポーターは、新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に派遣しています。
 - ※ 保育・教育質向上サポーター事業(Yサポ)と園内研修・研究サポーターの内容については、保育・教育支援課の人材育成係までお問い合わせください。
- ☐ ⑦災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施している
- ☐ ⑧乳児等通園支援事業を実施している。

加算・調整項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等										
1	副園長・教頭配置加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっている。 ☐ 学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から22条までに該当するものとして発令を受けている。 ☐ 当該施設に常時勤務する者である。（月120時間以上の勤務を契約している） ☐ （園長が専任でない施設の場合）幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しない。	☐ 有 ☐ 無										
2	3歳児配置改善加算 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人で実施している。	☐ 有 ☐ 無										
3	満3歳児対応加配加算 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 教員配置基準を満3歳児6人につき1人で実施している。	☐ 有 ☐ 無										
4	講師配置加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 利用定員が35人以下又は121人以上の施設である。 ☐ 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超えて非常勤講師等（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を月60時間以上配置している。	☐ 有 ☐ 無										
5	<table border="1"> <tr> <td> チーム保育加配加算 ※チーム保育の「算定上の加配人数」を表示しています。（利用定員により1～8人） </td> <td> ※上限人数 （利用定員により1人～8人） </td> <td> 人 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 算定上の加配人数の根拠 </td> <td> 人 ⇒ </td> </tr> </table>	チーム保育加配加算 ※チーム保育の「算定上の加配人数」を表示しています。（利用定員により1～8人）	※上限人数 （利用定員により1人～8人）	人		算定上の加配人数の根拠	人 ⇒	人				
チーム保育加配加算 ※チーム保育の「算定上の加配人数」を表示しています。（利用定員により1～8人）	※上限人数 （利用定員により1人～8人）	人										
	算定上の加配人数の根拠	人 ⇒										
6	年齢別配置基準を下回る場合（減算項目） ※月の15日の前日以前に職員の退職等により年齢別配置基準を下回った場合には、要件に適合した日の属する月の翌月から、月の15日以降に年齢別配置基準を下回った場合には、要件に適合した日の属する月の翌々月から減算となります。 雇用状況表の「年齢別配置基準を下回る場合（g）」がマイナスの場合のみ、以下を選択・記載してください。 前月15日～末日までに退職等した職員がいますか。 ☐ はい ☐ いいえ 本届出対象月の前月15日～末日に退職や病休等をした職員について記載してください <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>退職・休職等年月日</th> <th>1日の労働時間数(a)</th> <th>1か月の勤務日数(b)</th> <th>1か月の労働時間数(a×b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> 下記の算式で(A)がマイナスになる場合は、実施状況が「有」（減算）となります。 年齢別配置基準を下回る場合(g) + 前月後半の退職等人数 = 人(A)	氏名	退職・休職等年月日	1日の労働時間数(a)	1か月の勤務日数(b)	1か月の労働時間数(a×b)						☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人
氏名	退職・休職等年月日	1日の労働時間数(a)	1か月の勤務日数(b)	1か月の労働時間数(a×b)								
7	通園送迎加算	☐ 有 ☐ 無										

	加算・調整項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等
8	給食実施加算 ※「施設内調理」又は「外部搬入」のいずれかの該当する区分を選択し、週当たりの給食実施日数を記入してください。	☐ 施設内調理 ☐ 外部搬入 ☐ 無 給食実施日数 自園調理している日数※委託含む
9	副食費徴収免除加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 副食の徴収が免除されることについて、本市から通知された子どもがいる。 ☐ 利用児童の全てに副食の全てを提供する日があり、かつ、副食費徴収免除対象子どもに副食の全てを提供する日がある。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、給食実施日数を入力
10	定員を恒常的に超過する場合(減算項目) ※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 直前の連続する2年度間に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在園率が120%以上の状態にある。	☐ 有 ☐ 無
11	主幹教諭等専任加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 上記【対象事業等】を2つ以上満たしている。 ☐ 主幹教諭等を専任させるための代替教員(非常勤講師等)を月60時間以上雇用している。	☐ 有 ☐ 無
12	子育て支援活動費加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 「主幹教諭等専任加算」が「有」となっている。 ☐ 保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる。	☐ 有 ☐ 無
13 -1	療育支援加算(主幹教諭等を補助する者を配置する場合) ※A又はBいずれかの該当する区分を選択してください。 【加算適状況】 ☐ 【ア】(1)～(3)の全ての項目を満たしている。 ☐ 【イ】(1)～(3)の全ての項目を満たしていないが、令和7年度において療育支援加算を取得していたため、本加算を取得する。 ※本項目を選択できるのは令和8年9月までです。 (1) 障害児(障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童、医療的ケア対象児童等)を月の初日に1人以上受け入れている。 (2) 主幹教諭等専任加算が「有」となっており、主幹教諭等を補助する者を配置し、雇用状況表に記載をしている。 (3) 以下の要件をすべて満たしている。 i 対象となる障害児の把握を行う。 ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。 iii 障害児通所支援事業等との連携強化を図る。 iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。 ①家族からの相談を受け付ける体制の構築 ②個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みや負担の軽減や子どもの発達状況や特性の理解に繋がる取組 ③①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知 v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。	☐ 有(A区分) ☐ 有(B区分) ☐ 無

	加算・調整項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等
13 -2	療育支援加算(専門職を活用する場合) <u>※全ての項目を満たす場合、C又Dはいずれかの該当する区分を選択してください。</u> ・ 障害児（障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童、医療的ケア対象児童等）を月の初日に1人以上受け入れている。 ・ 子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある専門職を活用している。 ・ 関係機関と連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに障害児等の受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図っている。 以下の要件をすべて満たしている。 ・ (1) 専門職が、月に60時間以上（1週に2日程度）、業務に従事していること。 ・ (2) 以下のi からv の取組を実施していること - i 対象となる障害児の把握を行う。 - ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。 - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。 - iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。 ①家族からの相談を受け付ける体制の構築 ②個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減やこどもの発達状況や特性の理解に繋がる取組 ③①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知 - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。 ・ (3) 障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。	☐ 有(C区分) ☐ 有(D区分) ☐ 無
14	事務職員配置加算 <u>※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</u> ☐ 利用定員が91人以上である。 ☐ 基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員等（園長等の兼務・委託の場合は配置不要）を配置した上で、別途、非常勤事務職員を月60時間以上配置している。	☐ 有 ☐ 無
15	指導充実加配加算 <u>※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</u> ☐ 利用定員が271人以上の施設である。 ☐ 講師配置加算の非常勤講師を配置した上で、別途、非常勤講師等を月60時間以上配置している。	☐ 有 ☐ 無

加算・調整項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等										
16	事務負担対応加配加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 利用定員が271人以上の施設である。 ・ 基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員（園長等の兼務・委託の場合は配置不要）並びに事務職員配置加算による非常勤事務職員等を配置した上で、別途、非常勤事務職員等を月60時間以上配置している。	☐ 有 ☐ 無										
17	栄養管理加算 ※項目を満たす場合、「配置」、「兼務」又は「嘱託」のいずれかの該当する区分を選択してください。 ☐ 食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動を継続して行っている。 栄養士等の知識等を活用する業務として、具体的に取り組んでいるものの□にチェックしてください（複数選択可）。 ☐ 栄養管理業務（児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用して食事計画を実施している） ☐ 育児相談（保護者への食事の提供に関する相談や助言、情報提供を行っている） ☐ 食育活動（「食育」の実践に努めるよう、食事計画の作成、助言、活動を行っている。） ☐ アレルギー対応等（施設・事業者の職員に対し、子どもの食物アレルギー、アトピー等の対応について助言している） ☐ 衛生管理（食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めている）	※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 ☐ 配置 ☐ 兼務 ☐ 嘱託（法人雇用） ☐ 嘱託（栄養管理を外部委託） ☐ 無										
18	4歳以上児配置改善加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る教員配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施している。 ・ チーム保育加配加算を申請していない。	☐ 有 ☐ 無										
19、20は令和8年7月から適用する												
19	安全計画の策定等をしていない場合（減算項目） ※以下の項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 学校安全計画を策定していない。 ・ 学校安全計画に基づく取組（設備点検や安全指導、保護者への周知等）を実施していない状態が1年間以上継続している。 減算の適用有無に関わらず、以下【安全計画の策定・取組の実施状況】を入力してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">前年度（最終実施日）</td> <td style="width: 15%;">策定日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 15%;">取組実施日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td>今年度（当年度初回実施日）</td> <td>策定日</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>取組実施日</td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> </table>	前年度（最終実施日）	策定日	□	取組実施日	□	今年度（当年度初回実施日）	策定日	□	取組実施日	□	☐ 有 ☐ 無
前年度（最終実施日）	策定日	□	取組実施日	□								
今年度（当年度初回実施日）	策定日	□	取組実施日	□								
20	経営情報の報告等を行っていない場合（減算項目） ※以下の全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 報告期限から1か月以上経過しているにも関わらず当該報告を行っていない ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、指摘が行われたにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告をしていない。	☐ 有 ☐ 無										

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設名

令和8年度
月分

当月1日時点の公定価格の加算・調整項目の実施状況について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

【対象事業等】 当該施設において、次の事業を実施し、要件に該当します。(該当項目の□にチェックを入れてください)

☐ ① 保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又は 保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いる

☐ ② 一時保育(一般型)において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の非定型的保育又は緊急保育又はリフレッシュ保育利用者数が月平均1人以上(見込み)いる

☐ ③ 病児又は病後児保育事業を実施している

☐ ④ 月の初日に0歳児が3人以上利用している

☐ ⑤ 障害児保育教育対象児童(医療的ケア対象児童含む)又は個別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している

☐ ⑥ 災害等により教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施している

☐ ⑦ 乳児等通園支援事業を実施している。

※①、②、④、⑤については、当該要件を満たした月以降は、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。

加算・調整項目等		実施状況等
1	3歳児配置改善加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 保育士配置基準を3歳児15人につき1人で実施している。	☐ 有 ☐ 無
2	休日保育加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出ている。 ・ 横浜市休日保育実施要領の保育士配置基準を満たしている。 ・ 休日等も適宜、間食や給食等の提供を行っている。 ・ 対象となる子どもが、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである。	☐ 有 ☐ 無 年間延べ利用子ども数 人
3	夜間保育加算	☐ 有 ☐ 無
4	減価償却費加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 保育所の用に供する建物が自己所有である。 ・ 建築資金又は購入資金が発生している。 ・ 整備に当たって国庫補助金の交付を受けていない。 ・ 賃借料加算の対象となっていない。	☐ 有 ☐ 無
5	賃借料加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 保育所の用に供する建物が賃貸物件である。※土地は対象外 ・ 賃借料が発生している。 ・ 国庫補助金に係る残額が生じていない。 ・ 減価償却費加算の対象となっていない。	☐ 有 ☐ 無
6	チーム保育推進加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 必要保育士数(基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置している。 ・ キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備している。 ・ 処遇改善等加算(区分1及び区分2)における職員1人当たりの平均経験年数が12年以上である。 ・ 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てている。 ・ (利用定員121人以上の場合) 4、5歳児クラスを「児童25人につき1名以上の保育士」で配置している。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人

加算・調整項目等		実施状況等
7	副食費徴収免除加算 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 副食の徴収が免除されることについて、本市から通知された子どもがいる。	☐ 有 ☐ 無
8	分園を設置している場合(減算項目) 【減算要件】 ※「有」の場合、減算となります。	☐ 有 ☐ 無
9	施設長を配置していない場合(減算項目) 【減算要件】 ※項目にいずれかに1つでも該当する場合、「有」となり、減算となります。 ・ 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でない。 ・ 常時実際にその施設の運営管理業務に専従していない。(※右記補足参照) ・ 給付費等からの給与支出がなく、有給でない。 ・ こども施設整備課において認可されている者でない。	※補足※ 1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションやシフトに入っている場合は、その施設長は運営管理の業務に専従していないとみなします。 ☐ 有 ☐ 無
10	土曜日に閉所する場合(減算項目) 【減算要件】 ※土曜日を閉所する(閉所時間が11時間未満を含む)日がある場合(下記のいずれかに1つでも該当する場合)に「有」となり、減算となります。 ・ 本市に土曜日の閉所時間が11時間未満である旨を届け出ている。 ・ 利用希望者がいない日(自施設・事業所で共同保育を実施している、自施設・事業所の利用希望者がいない日を含む。)がある。 ・ 土曜日に閉所する理由(上記項目に該当する場合記入) () ※下記のいずれかが該当する土曜日がある場合、土曜日減算の対象日数が減少します。 ① 自施設は土曜日に閉所し、他施設・事業所で共同保育を実施し、自施設・事業所の子どもに保育の提供をしている。 ② 当月1日時点で閉所予定だったが、保護者からの希望等により開所に至った。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、減算対象日数を入力
11	定員を恒常的に超過する場合(減算項目) 【減算要件】 ※直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に「有」となり、減算となります。 ※ただし、下記のいずれかに該当する場合は定員を恒常的に超過する場合の減算がなくなり、「無」となります。 ☐ 利用定員の見直しが行われた ☐ 地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる ・ 利用定員変更日 人 ・ 変更前 人 ・ 変更後 人	☐ 有 ☐ 無
12	主任保育士専任加算 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 【対象事業等】 ①～⑦のうち、いずれか2つ以上実施をしている。 ・ 必要保育士数(基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置している。 ・ 主任保育士がクラス担当を兼務していない。(※右記補足参照)	※クラス担当についての補足※ 代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合は、本加算を申請することはできません。 ☐ 有 ☐ 無

加算・調整項目等		実施状況等
13-1	療育支援加算(主任保育士等を補助する者を配置する場合) ※A又はBいずれかの該当する区分を選択してください。 【加算適合状況】 ☐ 【ア】 (1)～(3)の全ての項目を満たしている。 ☐ 【イ】 (1)～(3)の全ての項目を満たしていないが、令和7年度において療育支援加算を取得していたため、本加算を取得する。 ※本項目を選択できるのは令和8年9月までです。 (1) 障害児(障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童、医療的ケア対象児童等)を月の初日に1人以上受け入れている。 (2) 主任保育士専任加算が「有」となっており、主任保育士等を補助する者を配置し、雇用状況表に記載をしている。 (3) 以下の要件をすべて満たしている。 - i 対象となる障害児の把握を行う。 - ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。 - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。 - iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。 ①家族からの相談を受け付ける体制の構築 ②個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減やこどもの発達状況や特性の理解に繋がる取組 ③①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知 - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。	☐ 有(A区分) ☐ 有(B区分) ☐ 無
13-2	療育支援加算(専門職を活用する場合) ※全ての項目を満たす場合、C又はDはいずれかの該当する区分を選択してください。 ・ 障害児(障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童、医療的ケア対象児童等)を月の初日に1人以上受け入れている。 ・ 子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある専門職を活用している。 ・ 関係機関と連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに障害児等の受入体制の強化(インクルージョンの推進)を図っている。 ・ 以下の要件をすべて満たしている。 (1) 専門職が、月に60時間以上(1週に2日程度)、業務に従事していること。 (2) 以下のiからvの取組を実施していること - i 対象となる障害児の把握を行う。 - ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。 - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。 - iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。 ①家族からの相談を受け付ける体制の構築 ②個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減やこどもの発達状況や特性の理解に繋がる取組 ③①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知 - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。 (3) 障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。	☐ C区分 ☐ D区分 ☐ 無
14	事務職員雇上費加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 【対象事業等】①～⑤、⑦のうち、いずれか1つ以上実施をしている。 ・ 事務職員を施設あるいは法人本部に配置、又は施設長が兼務している。	☐ 有 ☐ 無
15	栄養管理加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「配置」、「兼務」又は「嘱託」のいずれかの該当する区分を選択してください。 ☐ 食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動を継続して行っている。 栄養士等の知識等を活用する業務として、具体的に取り組んでいるものの□にチェックしてください(複数選択可)。 ☐ 栄養管理業務(児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用して食事計画を実施している) ☐ 育児相談(保護者への食事の提供に関する相談や助言、情報提供を行っている) ☐ 食育活動(「食育」の実践に努めるよう、食事計画の作成、助言、活動を行っている) ☐ アレルギー対応等(施設・事業者の職員に対し、子どもの食物アレルギー、アトピー等の対応について助言している) ☐ 衛生管理(食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めている)	※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 ☐ 配置 ☐ 兼務 ☐ 嘱託(法人雇用) ☐ 嘱託(栄養管理を外部委託) ☐ 無

加算・調整項目等		実施状況等
16	4歳以上児配置改善加算 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る保育士配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施している。 ・ チーム保育推進加算を申請していない。	☐ 有 ☐ 無
17	1歳児配置改善加算 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 処遇改善等加算の区分1～3の全てを取得している。 ・ 業務においてICTの活用を進めている。 (①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上を有するシステムを導入し活用している。) ・ 施設・事業所の職員1人あたりの平均経験年数が10年以上である。	☐ 有 ☐ 無
18、19は令和8年7月から適用する		
18	安全計画の策定等をしていない場合(減算項目) ※以下の(1)(2)いずれか項目を満たす場合、「有」となります。 (1) 安全計画を策定していない。 (2) 以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続している。 i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。 ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。 iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。 減算の有無に関わらず、以下【安全計画の策定・取組の実施状況】を入力してください。 計画策定日 前年度(最終実施日) i 実施日 ii 実施日 iii 実施日 今年度(当年度初回実施日) i 実施日 ii 実施日 iii 実施日	☐ 有 ☐ 無
19	経営情報の報告等を行っていない場合(減算項目) ※以下の全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告を行っていない。 ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、指摘が行われたにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告をしていない。	☐ 有 ☐ 無

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号
施設名

令和8年度

月分

当月1日時点の公定価格の加算・調整項目の実施状況について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

【対象事業等】当該施設において、次の事業を実施し、要件に該当します。(該当項目の口をチェックを入れてください)

- ☐ ①市や県の補助・助成対象となっている幼稚園での預かり保育を実施している
- ☐ ②市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や、非在園児の預かり保育を実施している
- ☐ ③月の初日に満3歳児が1人以上利用していること
- ☐ ④ 継続的な小学校との連携・接続に係る取組であって、以下の全ての要件を満たすもの
ア 施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続を担当する業務分担と担当者が明記されていること。
イ 授業・行事、研究会・研修会等の機会を通した小学校との子ども同士の交流活動かつ職員間の連携活動の双方を合わせて5回以上実施していること。(どちらか一方のみは不可)
ウ 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。
- ☐ ⑤保育・教育質向上サポーター事業(Yサポ)とともに園内研修を企画・実施している、もしくは、園内研修・研究サポーターの支援のもと園内研修を企画・実施していること。
※ 園内研修・研究サポーターは、新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を 対象に派遣しています。
※ 保育・教育質向上サポーター事業(Yサポ)と園内研修・研究サポーターの内容については、保育・教育支援課の人材育成係までお問い合わせください。
- ☐ ⑥保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又は保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いる
- ☐ ⑦一時保育(一般型)において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の非定型的保育又は緊急保育又はリフレッシュ保育利用者数が月平均1人以上(見込み)いる
- ☐ ⑧病児又は病後児保育事業を実施している
- ☐ ⑨月の初日に0歳児が3人以上利用している
- ☐ ⑩月の初日に障害児保育教育対象児童(医療的ケア対象児童含む)又は個別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している
- ☐ ⑪災害時により保育が提供できない場合において、保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する相談等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること
- ☐ ⑫乳児等通園支援事業を実施している。
※①～③、⑥、⑦、⑨、⑩について、当該要件を満たした月以降は、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。
※④については、年度当初における計画により要件を満たしていることをもって4月から年度を通じて当該要件を満たしているものとして取り扱う。

加算・調整項目等	実施状況等
1 <u>副園長・教頭配置加算</u> ※1号認定部分のみ加算項目 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条又は学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっている。 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から22条までに該当する者として発令を受けている。 - 当該施設に常時勤務する者である。(月120時間以上の勤務を契約している) (園長が専任でない施設の場合) 幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しない。	☐ 有 ☐ 無
2 <u>学級編制調整加配加算</u> ※1号認定部分のみ加算項目 ※項目を満たす場合、「有」となります。 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が31人以上300人以下の施設である。	☐ 有 ☐ 無
3 <u>3歳児配置改善加算</u> ※項目を満たす場合、「有」となります。 保育教諭配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき保育教諭1人で実施している。	☐ 有 ☐ 無
4 <u>満3歳児対応加配加算</u> ※1号認定部分のみ加算項目 ※項目を満たす場合、「有」となります。 保育教諭配置基準を満3歳児6人につき保育教諭1人で実施している。	☐ 有 ☐ 無
5 <u>講師配置加算</u> ※1号認定部分のみ加算項目 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 1号認定子どもの利用定員が35人以下又は121人以上の施設である。 - 基本単半価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超えて非常勤講師等(幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者)を月60時間以上配置している。	☐ 有 ☐ 無
6 <u>チーム保育加配加算</u> ※1・2号認定部分のみ加算項目 雇用状況表の「チーム保育加配加算」の人数jを表示しています。 修正する場合、雇用状況表の「チーム保育加配加算」の人数を修正してください。	人
7 <u>通園送迎加算</u> ※1号認定部分のみ加算項目	☐ 有 ☐ 無
8 <u>給食実施加算</u> ※1号認定部分のみ加算項目 ※「施設内調理」又は「外部搬入」のいずれかの該当する区分を選択し、週当たりの給食実施日数を記入してください。	☐ 施設内調理 ☐ 外部搬入 ☐ 無 給食実施日数 自園調理している日数※委託含む 日 日
9 <u>副食費徴収免除加算(1号認定)</u> ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 副食の徴収が免除されることについて、本市から通知された子どもがいる。 - 利用児童の全てに副食の全てを提供する日があり、かつ、副食費徴収免除対象子どもに副食の全てを提供する日がある。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、給食実施日数を入力 日

加算・調整項目等		実施状況等										
10	副食費徴収免除加算(2号認定) ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・副食の徴収が免除されることについて、本市から通知された子どもがいる。	☐ 有 ☐ 無										
11	主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 ※1号認定部分のみ減算項目 【減算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・主幹保育教諭等2人を配置していない。 (教育標準時間認定子どもに係る分及び保育認定子どもに係る分でそれぞれ1人ずつ) ・主幹保育教諭等がクラス担当等を兼務している。 ※主幹保育教諭等が代理でクラス担当等を行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合は、減算適用を行うこと。 ・主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)を配置していない。 ・【対象事業等】の①～⑤、⑩～⑫のうち、該当項目が1つ以下である。	☐ 有 ☐ 無										
12	主幹保育教諭等の専任化による子育て支援の取組みを実施していない場合 ※2・3号認定部分のみ減算項目 【減算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 ・主幹保育教諭等2人を配置していない。 (教育標準時間認定子どもに係る分及び保育認定子どもに係る分でそれぞれ1人ずつ) ・主幹保育教諭等がクラス担当等を兼務している。 ※主幹保育教諭等が代理でクラス担当等を行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合は、減算適用を行うこと。 ・主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)を配置していない。 ・【対象事業等】の⑥～⑫のうち、該当項目が1つ以下である。	☐ 有 ☐ 無										
13	年齢別配置基準を下回る場合(減算項目) 【減算要件】※「有」の場合、減算となります。 月の15日の前日以前に職員の退職等により年齢別配置基準を下回った場合には、要件に適合した日の属する月の翌月から、月の15日以降に年齢別配置基準を下回った場合には、要件に適合した日の属する月の翌々月から減算となります。 雇用状況表の「年齢別配置基準を下回る場合(k)」がマイナスの場合のみ、以下を選択・記載してください。 前月15日～末日までに退職等した職員がいますか。 ☐ はい ☐ いいえ 本届出対象月の前月15日～末日に退職や病休等をした職員について記載してください。<table><tr><td>氏名</td><td>退職・休職等年月日</td><td>1日の労働時間数(a)</td><td>1か月の勤務日数(b)</td><td>1か月の労働時間数(a×b)</td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 下記の算式で(A)がマイナスになる場合は、実施状況が「有」(減算)となります。 年齢別配置基準を下回る場合(k) + 前月後半の退職等人数 = 人(A)	氏名	退職・休職等年月日	1日の労働時間数(a)	1か月の勤務日数(b)	1か月の労働時間数(a×b)						☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人
氏名	退職・休職等年月日	1日の労働時間数(a)	1か月の勤務日数(b)	1か月の労働時間数(a×b)								
14	配置基準上求められる職員資格を有しない場合(減算項目) ※「有」の場合、減算となります。 配置基準上で、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない職員数を記入。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、人数を入力 人										

加算・調整項目等	実施状況等
療育支援加算(主幹教諭等を補助する者を配置する場合) ※A又はBいずれかの該当する区分を選択してください。 【加算適合状況】 ☐ 【ア】 (1)～(3)の全ての項目を満たしている。 ☐ 【イ】 (1)～(3)の全ての項目を満たしていないが、令和7年度において療育支援加算を取得していたため、本加算を取得する。 ※本項目を選択できるのは令和8年9月までです。 ・ 障害児（障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童、医療的ケア対象児童等）を月の初日に1人以上受け入れている。 ・ 「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合」の減算項目が「無」となっており、主幹保育教諭等を補助する者を配置し、雇用状況表に記載をしている。 ・ 以下の要件をすべて満たしている。 - i 対象となる障害児の把握を行う。 - ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。 - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。 - iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。 ①家族からの相談を受け付ける体制の構築 ②個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や子どもの発達状況や特性の理解に繋がる取組 ③①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知 - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。	☐ 有(A区分) ☐ 有(B区分) ☐ 無
療育支援加算(専門職を活用する場合) ※全ての項目を満たす場合、C又Dはいずれかの該当する区分を選択してください。 ・ 障害児（障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童、医療的ケア対象児童等）を月の初日に1人以上受け入れている。 ・ 子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある専門職を活用している。 ・ 関係機関と連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに障害児等の受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図っている。 ・ 以下の要件をすべて満たしている。 (1) 専門職が、月に60時間以上（1週に2日程度）、業務に従事していること。 (2) 以下の i から v の取組を実施していること - i 対象となる障害児の把握を行う。 - ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。 - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。 - iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。 ①家族からの相談を受け付ける体制の構築 ②個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や子どもの発達状況や特性の理解に繋がる取組 ③①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知 - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。 (3) 障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。	☐ 有(C区分) ☐ 有(D区分) ☐ 無
事務職員配置加算 ※1号認定部分のみ加算項目 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 認定こども園全体の利用定員が91人以上である。 ・ 基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員等（園長等の兼務・委託の場合は配置不要）を配置した上で、別途、非常勤事務職員を月60時間以上配置している。	☐ 有 ☐ 無
指導充実加配加算 ※1号認定部分のみ加算項目 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が271人以上の施設である。 ・ 講師配置加算の非常勤講師等を配置した上で、別途、非常勤講師等を月60時間以上配置している。	☐ 有 ☐ 無
事務負担対応加配加算 ※1号認定部分のみ加算項目 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 認定こども園全体の利用定員が271人以上の施設である。 ・ 基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員（園長等の兼務・委託の場合は配置不要）並びに事務職員配置加算による非常勤事務職員等を配置した上で、別途、非常勤事務職員等を月60時間以上配置している。	☐ 有 ☐ 無

加算・調整項目等	実施状況等
19 <u>休日保育加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目</u> <u>※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</u> ・ 休日保育実施施設として横浜市に届出している。 ・ 横浜市休日保育実施要領の保育士配置基準を満たしている。 ・ 休日等も適宜、間食や給食等の提供を行っている。 ・ 対象となる子どもが、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである。	☐ 有 ☐ 無 有の場合、 年間延べ利 用子ども数 を入力 人
20 <u>夜間保育加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目</u>	☐ 有 ☐ 無
21 <u>減価償却費加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目</u> <u>※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</u> ・ 認定こども園の用に供する建物が自己所有である。 ・ 建築資金又は購入資金が発生している。 ・ 整備に当たって国庫補助金の交付を受けていない。 ・ 賃借料加算の対象となっていない。	☐ 有 ☐ 無
22 <u>賃借料加算 ※2・3号認定部分のみ加算項目</u> <u>※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</u> ・ 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件である。※土地は対象外 ・ 賃借料が発生している。 ・ 国庫補助金に係る残額が生じていない。 ・ 減価償却費加算の対象となっていない。	☐ 有 ☐ 無

加算・調整項目等		実施状況等	
23	栄養管理加算 ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 ※項目を満たす場合、「配置」、「兼務」又は「嘱託」のいずれかの該当する区分を選択してください。 ☐ 食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動を継続して行っている。 栄養士等の知識等を活用する業務として、具体的に取り組んでいるものの□にチェックしてください（複数選択可）。 ☐ 栄養管理業務（児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用して食事計画を実施している） ☐ 育児相談（保護者への食事の提供に関する相談や助言、情報提供を行っている） ☐ 食育活動（「食育」の実践に努めるよう、食事計画の作成、助言、活動を行っている） ☐ アレルギー対応等（施設・事業者の職員に対し、子どもの食物アレルギー、アトピー等の対応について助言している） ☐ 衛生管理（食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めている）	☐ 配置 ☐ 兼務 ☐ 嘱託（法人雇用） ☐ 嘱託（栄養管理を外部委託） ☐ 無	
24	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ※2・3号認定部分のみ加算項目	☐ 有	☐ 無
25	分園を設置している場合(減算項目) ※2・3号部分のみ減算項目 ※「有」の場合、減算となります。	☐ 有	☐ 無
26	土曜日に閉所する場合(減算項目) ※2・3号部分のみ減算項目 ※土曜日を閉所する（開所時間が11時間未満を含む）日がある場合（下記のいずれかに1つでも該当する場合）に「有」となり、減算となります。 - 本市に土曜日の開所時間が11時間未満である旨を届け出ている。 - 土曜日に閉所する理由（上記項目に該当する場合記入） () - 利用希望者がいない日（自施設・事業所で共同保育を実施していても、自施設・事業所の利用希望者がいない日を含む。）がある。 ※下記のいずれか該当する土曜日がある場合、土曜日減算の対象日数が減少します。 ① <u>自施設は土曜日に閉所し、他施設・事業所で共同保育を実施し、自施設・事業所の子どもに保育の提供をしている。</u> ② <u>当月1日時点で閉所予定だったが、保護者からの希望等により開所に至った。</u>	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、減算対象日数を入力	日
27	定員を恒常的に超過する場合(減算項目) ※1号認定部分のみ記入 【減算要件】※直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に「有」となり、減算となります。 ※ただし、下記のいずれかに該当する場合は定員を恒常的に超過する場合の減算がなくなり、「無」となります。 ☐ 利用定員（1号認定）の見直しが行われた - 利用定員（1号認定）変更日 - 変更前 人 ・変更後 人 ☐ 地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる	☐ 有	☐ 無
28	定員を恒常的に超過する場合(減算項目) ※2・3号認定部分のみ記入 【減算要件】※直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に「有」となり、減算となります。 ※ただし、下記のいずれかに該当する場合は定員を恒常的に超過する場合の減算がなくなり、「無」となります。 ☐ 利用定員（2・3号認定）の見直しが行われた - 利用定員（2・3号認定）変更日 - 変更前 人 ・変更後 人 ☐ 地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる	☐ 有	☐ 無

加算・調整項目等		実施状況等
29	4歳以上児配置改善加算 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る教員配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施している。 ・ チーム保育加配加算を申請していない。	☐ 有 ☐ 無
30	1歳児配置改善加算 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 処遇改善等加算区分1～3の全てを取得している。 ・ 業務においてICTの活用を進めている。 (①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上を有するシステムを導入し活用している。) ・ 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上である。	☐ 有 ☐ 無
31、32は令和8年7月から適用する		
31	安全計画の策定等をしていない場合(減算項目) ※以下の項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 学校安全計画を策定していない。 ・ 学校安全計画に基づく取組(設備点検や安全指導、保護者への周知等)を実施していない状態が1年間以上継続している。 減算の適用有無に関わらず、以下【安全計画の策定・取組の実施状況】を入力してください。 前年度(最終実施日) 策定日 取組実施日 今年度(当年度初回実施日) 策定日 取組実施日	☐ 有 ☐ 無
32	経営情報の報告等を行っていない場合(減算項目) ※以下の全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告を行っていない。 ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、指摘が行われたにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告をしていない。	☐ 有 ☐ 無

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

令和8年度

事業所名

月度

当月1日時点の公定価格の加算・調整項目の実施状況について、拳証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算・調整項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等
1	資格保有者加算 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 家庭的保育者が、保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、選択 人
2	家庭的保育補助者加算 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 家庭的保育補助者を配置している。	☐ 有 ☐ 無
3	家庭的保育支援加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 連携施設に専任の保育士等（以下「担当者」という。）が配置されており、担当者が家庭的保育支援者に求められる要件を満たしたものである。 ☐ 連携施設が以下の支援又は業務を全て行っている。 ①事業所の求めに応じて、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備 ②家庭的保育者の休暇時、延長保育時間帯などに代替保育を実施 ③家庭的保育事業所を訪問することにより、相談に応じ、必要な指導・援助を実施 ④定期的に連携施設に招いたり、市域行事の情報を提供し、参加勧奨を実施 ⑤担当者が少なくとも3か月に1回以上、家庭的保育事業所への訪問を実施 ⑥担当者が家庭的保育者の保育の状況等について区及び市との情報共有を実施	☐ 有 ☐ 無
4	障害児保育加算 ※項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 障害児を受け入れていて、職員配置基準を満たしている。 ※家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準が障害児2人につき1人とする。この場合の家庭的保育補助者数は「必要補助者数」以上になること。	☐ 有 ☐ 無
5	減価償却費加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有である。 ☐ 建築資金又は購入資金が発生している。 ☐ 整備に当たって国庫補助金の交付を受けていない。 ☐ 賃借料加算の対象となっていない。	☐ 有 ☐ 無
6	賃借料加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ☐ 家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件である。※土地は対象外 ☐ 賃借料が発生している。 ☐ 国庫補助金に係る残額が生じていない。 ☐ 減価償却費加算の対象となっていない。	☐ 有 ☐ 無
7	連携施設を設定しない場合(減算項目) ※「有」の場合、減算となります。	☐ 有 ☐ 無
8	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合(減算項目) ※「有」の場合、減算となります。	

加算・調整項目等		※加算要件の該当項目の口にチェックを入れてください		実施状況等
9	土曜日に閉所する場合(減算項目) ※土曜日を閉所する(開所時間が11時間未満を含む)日がある場合(下記のいずれかに1つでも該当する場合)に「有」となり、減算となります。 ☐ 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。)に係る保育の利用希望が無い(自事業所で共同保育を実施していても、自事業所の利用希望者がいない日を含む。)などの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある。 ☐ 本市に、土曜日に11時間以上の開所をする旨を届け出ていない。 ※下記のいずれか該当する土曜日がある場合、土曜日減算の対象日数が減少します。 ① 自施設は土曜日に閉所し、他施設・事業所で共同保育を実施し、自施設・事業所の子どもに保育の提供をしている。 ② 当月1日時点で閉所予定だったが、保護者からの希望等により開所に至った。	☐ 有 ☐ 無	※有の場合、減算対象日数を入力	日
10	栄養管理加算 ※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 ※項目を満たす場合、「配置」、「兼務」又は「嘱託」のいずれかの該当する区分を選択してください。 ☐ 食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動を継続して行っている。 栄養士等の知識等を活用する業務として、具体的に取り組んでいるものの口にチェックしてください(複数選択可)。 ☐ 栄養管理業務(児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用して食事計画を実施している) ☐ 育児相談(保護者への食事の提供に関する相談や助言、情報提供を行っている) ☐ 食育活動(「食育」の実践に努めるよう、食事計画の作成、助言、活動を行っている。) ☐ アレルギー対応等(施設・事業者の職員に対し、子どもの食物アレルギー、アトピー等の対応について助言している) ☐ 衛生管理(食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めている)	☐ 配置 ☐ 兼務 ☐ 嘱託(法人雇用) ☐ 嘱託(栄養管理を外部委託) ☐ 無		
11	療育支援加算(専門職を活用する場合) ※全ての項目を満たす場合、A又はBいずれかの該当する区分を選択してください。 - 障害児(障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童、医療的ケア対象児童等)を月の初日に1人以上受け入れている。 - 子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある専門職を活用している。 - 関係機関と連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに障害児等の受入体制の強化(インクルージョンの推進)を図っている。 - 以下の要件をすべて満たしている。 (1) 専門職が月に30時間以上(1週に1日程度)業務に従事していること。 (2) 以下のiからvの取組を実施していること - i 対象となる障害児の把握を行う。 - ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。 - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。 - iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。 ①家族からの相談を受け付ける体制の構築 ②個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や子どもの発達状況や特性の理解に繋がる取組 ③①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知 - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。 (3) 障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。	☐ 有(A区分) ☐ 有(B区分) ☐ 無		
12、13は令和8年7月から適用する				
12	安全計画の策定等をしていない場合(減算項目) ※以下の(1)(2)いずれか項目を満たす場合、「有」となります。 (1) 安全計画を策定していない。 (2) 以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続している。 - i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。 - ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。 - iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。 減算の適用有無に関わらず、以下【安全計画の策定・取組の実施状況】を入力してください。 計画策定日 前年度 (最終実施日) 今年度 (当年度初回実施日) i 実施日 ii 実施日 iii 実施日 i 実施日 ii 実施日 iii 実施日 i 実施日 ii 実施日 iii 実施日	☐ 有 ☐ 無		
13	経営情報の報告等を行っていない場合(減算項目) ※以下の全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告を行っていない。 - 誤りのある報告が含まれていることが判明し、指摘が行われたにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告をしていない。	☐ 有 ☐ 無		

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

令和8年度

事業所名

月分

当月1日時点の公定価格の加算・調整項目の実施状況について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算・調整項目等		実施状況等
1	<u>管理者を配置していない場合(減算項目)</u> <u>※項目にいずれかに1つでも該当する場合、「有」となり、減算となります。</u> - 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれ同等の能力を有すると認められる者でない。 - 常時実際にその事業所の運営管理業務に専従していない。(1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションやシフトに入っている場合は、その施設の管理者として運営管理の業務に専従していないとみなす。) - 給付費等からの給与支出がなく、有給でない。	☐ 有 ☐ 無
2	<u>保育士比率向上加算</u> <小規模保育事業B型> <u>※項目を満たす場合、「有」となります。</u> 常態的に保育士比率が3/4以上である。	☐ 有 ☐ 無
3	<u>障害児保育加算</u> <u>※項目を満たす場合、「有」となります。</u> 障害児が在籍しており、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする配置基準を満たしている。	☐ 有 ☐ 無
4	<u>休日保育加算</u> <u>※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</u> - 休日保育実施施設として横浜市に届出ている。 - 横浜市休日保育実施要領の保育士配置基準を満たしている。 - 休日等も適宜、間食や給食等の提供を行っている。 - 対象となる子どもが、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである。	☐ 有 ☐ 無 年間延べ利用子ども数 人
5	<u>減価償却費加算</u> <u>※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</u> - 事業の用に供する建物が自己所有である。 - 建築資金又は購入資金が発生している。 - 整備に当たって国庫補助金の交付を受けていない。 - 賃借料加算の対象となっていない。	☐ 有 ☐ 無
6	<u>賃借料加算</u> <u>※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</u> - 事業の用に供する建物が賃貸物件である。※土地は対象外 - 賃借料が発生している。 - 国庫補助金に係る残額が生じていない。 - 減価償却費加算の対象となっていない。	☐ 有 ☐ 無
7	<u>連携施設を設定しない場合(減算項目)</u> <u>※「有」の場合、減算となります。</u>	☐ 有 ☐ 無

加算・調整項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等	
8	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合(減算項目) ※「有」の場合、減算となります。	☐ 有 ☐ 無	
9	土曜日に閉所する場合(減算項目) ※土曜日を閉所する(開所時間が11時間未満を含む)日がある場合(下記のいずれかに1つでも該当する場合)に「有」となり、減算となります。 - 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。)に係る保育の利用希望が無い(自事業所で共同保育を実施していても、自事業所の利用希望者がいない日を含む。)などの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある。 - 本市に土曜日の開所時間が11時間未満である旨を届け出ている。 ※自事業所で共同保育を実施していても、自事業所の利用希望者がいない日を含む。 ※下記のいずれか該当する土曜日がある場合、土曜日減算の対象日数が減少します。 ① 自施設は土曜日に閉所し、他施設・事業所で共同保育を実施し、自施設・事業所の子どもに保育の提供をしている。 ② 当月1日時点で閉所予定だったが、保護者からの希望等により開所に至った。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合、減算対象日数を入力	日
10	定員を恒常的に超過する場合(減算項目) ※直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上(同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものにあつては133%以上)の状態にある場合に「有」となり、減算となります。 ※ただし、下記のいずれかに該当する場合は定員を恒常的に超過する場合の減算がなくなり、「無」となります。 ☐ 利用定員の見直しが行われた - 利用定員変更日 - 変更前 人 ・ 変更後 人 ☐ 地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる	☐ 有 ☐ 無	
11	栄養管理加算 ※項目を満たす場合、「配置」、「兼務」又は「嘱託」のいずれかの該当する区分を選択してください。 ☐ 食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動を継続して行っている。 栄養士等の知識等を活用する業務として、具体的に取り組んでいるものの□にチェックしてください(複数選択可)。 ☐ 栄養管理業務(児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用して食事計画を実施している) ☐ 育児相談(保護者への食事の提供に関する相談や助言、情報提供を行っている) ☐ 食育活動(「食育」の実践に努めるよう、食事計画の作成、助言、活動を行っている) ☐ アレルギー対応等(施設・事業者の職員に対し、子どもの食物アレルギー、アトピー等の対応について助言している) ☐ 衛生管理(食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めている)	☐ 無 ☐ 配置 ☐ 兼務 ☐ 嘱託(法人雇用) ☐ 嘱託(栄養管理を外部委託)	※「栄養士」には管理栄養士を含みます。

加算・調整項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等																				
12	1歳児配置改善加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 処遇改善等加算区分1、区分2及び区分3のいずれも取得している。 ・ 業務においてICTの活用を進めている。 (①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち①及びもう一機能以上を有するシステムを導入し活用している) ・ 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上である。	☐ 有 ☐ 無																				
13	療育支援加算(専門職を活用する場合) ※全ての項目を満たす場合、A又はBいずれかの該当する区分を選択してください。 ・ 障害児(障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童、医療的ケア対象児童等)を月の初日に1人以上受け入れている。 ・ 子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある専門職を活用している。 ・ 関係機関と連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに障害児等の受入体制の強化(インクルージョンの推進)を図っている。 ・ 以下の要件をすべて満たしている。 (1) 専門職が月に30時間以上(1週に1日程度)業務に従事していること。 (2) 以下のiからvの取組を実施していること - i 対象となる障害児の把握を行う。 - ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。 - iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。 - iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。 ①家族からの相談を受け付ける体制の構築 ②個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減やこどもの発達状況や特性の理解に繋がる取組 ③①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知 - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。 (3) 障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。	☐ 有(A区分) ☐ 有(B区分) ☐ 無																				
14、15は令和8年7月から適用する																						
14	安全計画の策定等をしていない場合(減算項目) ※以下の(1)(2)いずれか項目を満たす場合、「有」となります。 (1) 安全計画を策定していない。 (2) 以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続している。 - i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。 - ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。 - iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。 減算の適用有無に関わらず、以下【安全計画の策定・取組の実施状況】を入力してください。 <table border="1"> <tr> <td>計画策定日</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>i 実施日</td> <td>ii 実施日</td> <td>iii 実施日</td> </tr> <tr> <td>(最終実施日)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>今年度</td> <td>i 実施日</td> <td>ii 実施日</td> <td>iii 実施日</td> </tr> <tr> <td>(当年度初回実施)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	計画策定日				前年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日	(最終実施日)				今年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日	(当年度初回実施)				☐ 有 ☐ 無
計画策定日																						
前年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日																			
(最終実施日)																						
今年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日																			
(当年度初回実施)																						
15	経営情報の報告等を行っていない場合(減算項目) ※以下の全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告を行っていない。 ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、指摘が行われたにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告をしていない。	☐ 有 ☐ 無																				

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

令和8年度

事業所名

月分

当月1日時点の公定価格の加算・調整項目の実施状況について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算・調整項目等		実施状況等
1	管理者を配置していない場合(減算項目) ※項目にいずれかに1つでも該当する場合、「有」となり、減算となります。 - 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれ同等の能力を有すると認められる者でない。 - 常時実際にその事業所の運営管理業務に専従していない。(1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションやシフトに入っている場合は、その施設の管理者として運営管理の業務に専従していないとみなす。) - 給付費等からの給与支出がなく、有給でない。	□ 有 □ 無
2	資格保有者加算 ※項目を満たす場合、「有」となります。 家庭的保育者が、保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する。	□ 有 □ 無 ※有の場合選択 人
3	障害児保育加算 ※項目を満たす場合、「有」となります。 障害児が在籍しており、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする配置基準を満たしている。	□ 有 □ 無
4	減価償却費加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 事業の用に供する建物が自己所有である。 - 建築資金又は購入資金が発生している。 - 整備に当たって国庫補助金の交付を受けていない。 - 賃借料加算の対象となっていない。	□ 有 □ 無
5	賃借料加算 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 事業の用に供する建物が賃貸物件である。※土地は対象外 - 賃借料が発生している。 - 国庫補助金に係る残額が生じていない。 - 減価償却費加算の対象となっていない。	□ 有 □ 無
6	連携施設を設定しない場合(減算項目) ※「有」の場合、減算となります。	□ 有 □ 無
7	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合(減算項目) ※「有」の場合、減算となります。	□ 有 □ 無

加算・調整項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等
8	土曜日に閉所する場合(減算項目) ※土曜日を閉所する(開所時間が11時間未満を含む)日がある場合(下記のいずれかに1つでも該当する場合)に「有」となり、減算となります。 - 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。)に係る保育の利用希望が無い(自事業所で共同保育を実施していても、自事業所の利用希望者がいない日を含む。)などの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある。 - 本市に土曜日の開所時間が11時間未満である旨を届け出ている。 ※下記のいずれかが該当する土曜日がある場合、土曜日減算の対象日数が減少します。 ① 自施設は土曜日に閉所し、他施設・事業所で共同保育を実施し、自施設・事業所の子どもに保育の提供をしている。 ② 当月1日時点で閉所予定だったが、保護者からの希望等により開所に至った。	□ 有 □ 無 ※有の場合、減算対象日数を入力 日
9	定員を恒常的に超過する場合(減算項目) ※直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上(同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものにあつては133%以上)の状態にある場合に「有」となり、減算となります。 ※ただし、下記のいずれかに該当する場合は定員を恒常的に超過する場合の減算がなくなり、「無」となります。 □ 利用定員の見直しが行われた - 利用定員変更日 - 変更前 人 ・ 変更後 人 □ 地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる	□ 有 □ 無
10	栄養管理加算 ※項目を満たす場合、「配置」、「兼務」又は「嘱託」のいずれかの該当する区分を選択してください。※「栄養士」には管理栄養士を含みます。 □ 食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動を継続して行っている。 栄養士等の知識等を活用する業務として、具体的に取り組んでいるものの□にチェックしてください(複数選択可)。 □ 栄養管理業務(児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用して食事計画を実施している) □ 育児相談(保護者への食事の提供に関する相談や助言、情報提供を行っている) □ 食育活動(「食育」の実践に努めるよう、食事計画の作成、助言、活動を行っている) □ アレルギー対応等(施設・事業者の職員に対し、子どもの食物アレルギー、アトピー等の対応について助言している) □ 衛生管理(食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めている)	□ 無 □ 配置 □ 兼務 □ 嘱託(法人雇用) □ 嘱託(栄養管理を外部委託)

加算・調整項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等																				
11	療育支援加算(専門職を活用する場合) ※全ての項目を満たす場合、A又はBいずれかの該当する区分を選択してください。 ・ 障害児（障害児保育教育対象児童、個別支援対象児童、医療的ケア対象児童等）を月の初日に1人以上受け入れている。 ・ 子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある専門職を活用している。 ・ 関係機関と連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに障害児等の受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図っている。 ・ 以下の要件をすべて満たしている。 (1) 専門職が月に30時間以上（1週に1日程度）業務に従事していること。 (2) 以下のiからvの取組を実施していること - i 対象となる障害児の把握を行う。 - ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。 - iii 障害児通所支援事業等との連携強化を図る。 - iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。 ①家族からの相談を受け付ける体制の構築 ②個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減やこどもの発達状況や特性の理解に繋がる取組 ③①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知 - v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。 (3) 障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。	☐ 有(A区分) ☐ 有(B区分) ☐ 無																				
12、13は令和8年7月から適用する																						
12	安全計画の策定等をしていない場合(減算項目) ※以下の(1)(2)いずれか項目を満たす場合、「有」となります。 (1) 安全計画を策定していない。 (2) 以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続している。 - i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。 - ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。 - iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。 減算の適用有無に関わらず、以下【安全計画の策定・取組の実施状況】を入力してください。 <table border="1"> <tr> <td>計画策定日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>i 実施日</td> <td>ii 実施日</td> <td>iii 実施日</td> </tr> <tr> <td>(最終実施日)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今年度</td> <td>i 実施日</td> <td>ii 実施日</td> <td>iii 実施日</td> </tr> <tr> <td>(当年度初回実施)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	計画策定日				前年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日	(最終実施日)				今年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日	(当年度初回実施)				☐ 有 ☐ 無
計画策定日																						
前年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日																			
(最終実施日)																						
今年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日																			
(当年度初回実施)																						
13	経営情報の報告等を行っていない場合(減算項目) ※以下の全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告を行っていない。 ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、指摘が行われたにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告をしていない。	☐ 有 ☐ 無																				

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

令和8年度

事業所名

月分

当月1日時点の公定価格の加算・調整項目の実施状況について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算・調整項目等		実施状況等																				
1	資格保有者加算 ※以下の要件を満たす事業所に加算します。 家庭的保育者(注)が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有している。 (注)利用子どもに対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合は該当利用子どもを主に保育する家庭的保育者資格の保有状況によること。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合 入力																				
2	障害児保育加算 ※以下の要件を満たす施設に加算します。 日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という)において、常態的(注)に保育を必要とする保育認定子どもが利用している。 (注)各月における休日等の日数の合計に対して、概ね3/4以上の利用が見込まれていること。	☐ 有 ☐ 無																				
3	夜間保育加算 ※以下の要件を満たす施設に加算します。 夜間及び深夜に居宅訪問型保育を実施している。	☐ 有 ☐ 無																				
4	連携施設加算 ※以下の要件を満たす施設に加算します。 契約児童について居宅訪問型保育連携施設を設定している。	☐ 有 ☐ 無																				
5	特定の日に保育を行わない場合(減算項目) ※以下の要件に該当する事業所について調整を適用します。 月曜日から土曜日までのうち特定の日において、保育認定子どもが利用しない日があらかじめ決まっている時に保育を行わない。	☐ 有 ☐ 無 1か月あたり ※有の場合 入力 保育を行わない 1週間あたり 保育を行わない																				
6、7は令和8年7月から適用する																						
6	安全計画の策定等をしていない場合(減算項目) ※以下の(1)(2)いずれか項目を満たす場合、「有」となります。 (1) 安全計画を策定していない。 (2) 以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続している。 - i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。 - ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。 - iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。 減算の適用有無に関わらず、以下【安全計画の策定・取組の実施状況】を入力してください。 <table><tr><td>計画策定日</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>前年度</td><td>i 実施日</td><td>ii 実施日</td><td>iii 実施日</td></tr><tr><td>(最終実施日)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>今年度</td><td>i 実施日</td><td>ii 実施日</td><td>iii 実施日</td></tr><tr><td>(当年度初回実施</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	計画策定日				前年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日	(最終実施日)				今年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日	(当年度初回実施				☐ 有 ☐ 無
計画策定日																						
前年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日																			
(最終実施日)																						
今年度	i 実施日	ii 実施日	iii 実施日																			
(当年度初回実施																						
7	経営情報の報告等を行っていない場合(減算項目) ※以下の全ての項目を満たす場合、「有」となります。 - 報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告を行っていない。 - 誤りのある報告が含まれていることが判明し、指摘が行われたにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告をしていない。	☐ 有 ☐ 無																				

レコード番号		施設・事業所所在区		施設・事業所番号	
施設名				事務担当者	
				連絡先	

令和 年度

【3月加算】公定価格加算・調整項目届出書

加算項目等	実施状況等
1 <u>高齢者等活躍促進加算</u> 【対象施設種別】 保育所、認定こども園（2・3号認定部分のみ加算項目） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、承認された年間総雇用時間数の該当する区分を選択してください。 ・ 12月末までに高齢者等活躍促進加算申請書を提出し、承認がされている。	☐ 400以上800時間未満 ☐ 800以上1200時間未満 ☐ 1200時間以上 ☐ 無 ☐ 対象外
2 <u>施設機能強化推進費加算</u> 【対象施設種別】 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業ABC、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 12月末までに施設機能強化推進費加算申請書を提出し、承認がされている。 ・ 報告書提出時に、幼稚園、保育所、認定こども園においては20万円以上（税込み）、その他の事業所においては10万円以上（税込み）の防災対策に係る支出を行い、領収書等が提出されている。	☐ 有 ☐ 無 ☐ 対象外
3 <u>小学校接続加算</u> 【対象施設種別】 幼稚園、保育所、認定こども園 【加算要件】 ※満たす項目に応じて、承認された該当する区分を選択してください。 ・ 施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続を担当する業務分担と担当者が明記されている。（要件1） ・ 授業・行事、研究会・研修会等の機会を通じた小学校との子ども同士の交流活動かつ職員間の連携活動の双方を合わせて5回以上実施している。（どちらか一方のみは不可）（要件2） ・ 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施している。（要件3）	☐ 要件1～3 ☐ 要件1～2 ☐ 無 ☐ 対象外
4 <u>第三者評価受審加算 ※5年に1度の加算適用</u> 【対象施設種別】 全施設種別 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 12月末までに第三者評価受審加算申請書を提出し、承認がされている。 ・ 年度内に第三者評価を実施し、領収書が提出されている。	☐ 有 ☐ 無 ☐ 対象外
5 <u>施設関係者評価加算</u> 【対象施設種別】 幼稚園、認定こども園 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、承認された該当する区分を選択してください。 ・ 12月末までに施設関係者評価加算申請書を提出し、承認がされている。 ・ 自己評価を実施するとともに、保護者その他の施設関係者（施設職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等に広く公表している。	☐ 公開保育の取組と併せて実施 ☐ 上記以外の施設関係者評価を実施 ☐ 無 ☐ 対象外
6 <u>外部監査費加算</u> 【対象施設種別】 幼稚園、認定こども園 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 ・ 当該施設を設置する学校法人等が、当年度の施設の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査を受けている。	☐ 有 ☐ 無 ☐ 対象外

施設関係者評価加算 申請書・報告書

横浜市長

年 月 日

施設・事業所番号

施設・事業所名

令和 年度における施設関係者評価加算について、次のとおり（申請・報告）します。

1 自己評価の実施状況

※実績報告時に評価の実施状況がわかる資料の写しを添付してください

評価実施(予定)日(期間)	～
---------------	---

注 年度を通して定期的に実施している場合は、期間を記載すること

2 施設関係者評価の実施状況(全ての項目を満たす場合に記入)

☐ 評価にあたっては、保護者その他の幼稚園・施設の関係者(幼稚園・施設職員を除く)が実施する(実施した)

☐ 評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施する(実施した)

☐ 結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する(公表した)

※実績報告時に評価の実施状況がわかる資料の写しを添付してください

評価実施(予定)日(期間)	～
評価実施者(機関)名	

注 年度を通して定期的に実施している場合は、期間を記載すること

3 公開保育の実施状況(全ての項目を満たす場合に記入)

☐ 施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させる(参加させた)

☐ 幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる(行われた)

☐ 当該公開保育の結果を踏まえて施設関係者評価を行う(行った)

注 保育公開日が複数ある場合は原則初日を記載して下さい。加算趣旨により適合している日があればそちらを記入して下さい。

実施(予定)日(期間)	保育公開日:		カンファレンス実施日:	
参加者 (施設関係者評価の評価者等)				
公開保育のテーマ	テーマ: ※上記テーマに該当する「よこはま☆保育・教育宣言」の項目にチェックしてください(複数可) ＜宣言1＞安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します ＜宣言2＞子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします ☐ 安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります ☐ 子ども一人ひとりを受け止めます ☐ 子どもが様々な人と関わることを大切にします ☐ 乳幼児期の子どもが、豊かで多様な環境と関わりながら育つことを大切にします ☐ 夢中になって遊びこむことによる育ちを大切にします ☐ 保育者の重要な仕事は一人ひとりの子どもの良さを発見し、育てることです			
実施内容				

公開保育の評価	
---------	--

高齡者等活躍促進加算 申請書・報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所名

令和 年度高齡者等活躍促進加算について次のとおり（申請・報告）します。

注 申請時に「第7様式の2」及び加算対象職員の雇用契約書を添付すること。
報告時には、この様式のほか、「第7様式の2」を添付すること。

要件 1 (右欄の□に一つ以上のチェックがあること)	☐ 保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いる(当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。) ☐ 一時保育(一般型)において非定型的保育又は緊急保育又はリフレッシュ保育の月平均利用者数が1人以上いる(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものとする。また、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。) ☐ 病児・病後児保育事業を実施している ☐ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して0歳児が3人以上利用している ☐ 当該年度の4月から11月までの間に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している ☐ 乳児等通園支援事業を実施している
要件 2 (右欄の□に二つチェックがあること)	☐ 1日6時間未満又は月20日未満の雇用契約であり、保育士資格を持っている場合は当該年度の雇用状況表の横浜市の基準の保育士数に入っていないこと。また、調理員の場合は国基準の調理員でないこと他の加算項目の対象と重複していないこと。なお、雇用契約上1日でも6時間を超える日がある場合は対象となりません。 ☐ 比較的高齡者等に適した業務であること (例えば、入所児童等の話し相手・相談相手、身の回りの世話、散歩の付添い、給食の後片付け、喫食の手伝い、洗濯・清掃等の業務等) ※上記の業務は、こども家庭庁の示した一例であり、その他児童等の処遇向上に資する業務であれば対象となります。
要件 3 (右欄の□に一つ以上のチェックがあること)	☐ 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者 ☐ 身体障害者(身体障害者手帳を所持している者) ☐ 知的障害者(療育手帳(愛の手帳)又は判定書を所持している者) ☐ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳を所持している者) ☐ 母子家庭(配偶者のいない女子とその20歳未満の子どものみの家庭の母)、父子家庭(配偶者のいない男子とその20歳未満の子どものみの家庭の父)並びに寡婦(かつて母子家庭の母であった配偶者のいない女性)
要件 4 (右欄の□全てにチェックがあること)	☐ 加算対象職員が対象となる「特定就職困難者雇用開発助成金」等の補助を受けていない ☐ 加算対象職員が対象となる「特定就職困難者雇用開発助成金」等の補助を受ける予定がない
施設における本加算の効果、必要性について	

高年齢等活躍促進加算月別雇用時間内訳表

年 月 日

施設・事業所番号 _____

施設・事業所名 _____

- 注1 申請時は4月から11月の実際の雇用時間累計を記入し、12月から3月については雇用契約時間を記入すること。
- 注2 報告時は各期間（4月から11月、12月から3月）の実際の雇用時間累計を記入すること。
- 注3 資格等欄は、A～Gに対応する内容を3月加算アプリ操作マニュアルを確認のうえ、入力すること。（B～Dを選択した場合は、備考欄に等級等の程度も併せて記載のこと）
- 注4 当年度適用開始日欄及び当年度適用終了日欄は、当年度における本加算の適用開始日及び終了日を入力すること。（前年度以前から本加算の対象となっている場合は適用開始日を当年度初日に、適用終了日が未定の場合は当年度末日を選択すること）
- 注5 業務内容については、詳細に記入のこと。

氏 名					計
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
年齢	歳	歳	歳	歳	
当年度適用開始日 ） 当年度適用終了日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	
業務内容					
資格等					
備考					
4～11月実績 時間数小計	時間	時間	時間	時間	時間
12～3月雇用計画 (実績)時間数小計	時間	時間	時間	時間	時間
合計	時間	時間	時間	時間	時間
氏 名					計
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
年齢	歳	歳	歳	歳	
当年度適用開始日 ） 当年度適用終了日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	
業務内容					
資格等					
備考					
4～11月実績 時間数小計	時間	時間	時間	時間	時間
12～3月雇用計画 (実績)時間数小計	時間	時間	時間	時間	時間
合計	時間	時間	時間	時間	時間

施設機能強化推進費加算 申請書・報告書

横浜市長

年 月 日

施設・事業所番号 _____
施設・事業所名 _____

令和 年度の施設機能強化推進費加算について、次のとおり 申請・報告します。

要件 (右欄の□に 一つ以上の チェックが あること)	☐ ①防災教育実施経費（職員等への防災教育を実施する際に必要となる経費）				
	☐ ②避難訓練に使用する避難用具等（避難の際に使用するものや、避難をスムーズにするための物品。一般物品と区別がつかないものを除く。）				
☐ ③災害時用品の整備等に要する経費（特別の経費に限り、保育の提供にあたって通常要する費用は含まない）					
申請額 200,000円（税込）					
事業内容	防災教育・避難訓練の実施時期	防災教育・避難訓練の内容			
	支出予定（済）額 ※注4				
	科目 ※注1	製品名・メーカー・品番 ※注2、3	単価（税込/税抜）	個数	金額（税込/税抜）
	消費税額 ※上記に税抜きで記入した分のみ				
支出予定（済）額（税込）					

注1 以下の該当する番号を科目欄に記入
支出対象経費となる科目：需用費（①消耗品費、②燃料費、③印刷製本費、④修繕費、⑤食糧費、⑥光熱水費、⑦医療材料費）・⑧役務費（通信運搬費）・⑨旅費・⑩謝金・⑪備品購入費・⑫原材料費・⑬使用料及び賃貸料・⑭賃金・⑮委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供にあたって通常要する経費は含まない。）

注2 災害時用品については災害発生時のみに使用する物品が対象であるため、日常的に使用するもの、一般物品と区別のつかないもの、本来施設に備えておくべきものについては対象外とする。製品がわかるチラシ・パンフレットなどを添付

注3 支出予定額が20万円未満の場合は対象とならない

注4 報告時には、領収書（写）等を添付すること

施設機能強化推進費加算 申請書・報告書

横浜市長

年 月 日

施設・事業所番号

施設・事業所名

令和 年度の施設機能強化推進費加算について、次のとおり 申請・報告します。

要件 (右欄の□に一つ以上のチェックがあること)	☐	①防災教育実施経費(職員等への防災教育を実施する際に必要となる経費)			
	☐	②避難訓練に使用する避難用具等(避難の際に使用するものや、避難をスムーズにするための物品。一般物品と区別がつかないものを除く。)			
	☐	③災害時用品の整備等に要する経費(特別の経費に限り、保育の提供にあたって通常要する費用は含まない)			
	申請額 100,000円(税込)				
	防災教育・避難訓練の実施時期				
	防災教育・避難訓練の内容				
	支出予定(済)額 ※注4				
	科目 ※注1	製品名・メーカー・品番 ※注2、3	単価(税込/税抜)	個数	金額(税込/税抜)
事業内容					
	消費税額 ※上記に税抜きで記入した分のみ				
支出予定(済)額(税込)					

注1 以下の該当する番号を科目欄に記入
支出対象経費となる科目：需用費(①消耗品費、②燃料費、③印刷製本費、④修繕費、⑤食糧費、⑥光熱水費、⑦医療材料費)、⑧役務費(通信運搬費)、⑨旅費・⑩謝金・⑪備品購入費・⑫原材料費・⑬使用料及び賃貸料・⑭賃金・⑮委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供にあたって通常要する経費は含まない。)

注2 災害時用品については災害発生時のみに使用する物品が対象であるため、日常的に使用するもの、一般物品と区別のつかないもの、本来施設に備えておくべきものについては対象外とする。製品がわかるチラシ・パンフレットなどを添付

注3 支出予定額が10万円未満の場合は対象とならない

注4 報告時には、領収書(写)等を添付すること

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所名

令和 年度の小学校接続加算の適用を受けるにあたり、実施状況について次のとおり報告します

- 1 加算要件の確認
- ☐ 【要件1】施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続を担当する業務分担と担当者が明記されていること。

☐ 【要件2】授業・行事、研究会・研修会等の機会を通した小学校との子ども同士の交流活動かつ職員間の連携活動の双方を合わせて5回以上実施していること。（どちらか一方のみは不可）※

☐ 【要件3】小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。
- ※要件2はどちらか一方を5回以上実施するのみでは、加算要件を満たしません。

要件2の例

- 「小学校との子ども同士の交流活動」の例
- ・小学校の授業時間を中心とした交流（学習発表等）

・互いの作品を鑑賞し、感想などを手紙で送る活動

・学習発表等をオンラインや録画で共有する活動
- 「小学校との職員間の連携活動」の例
- ・スタートカリキュラムの実践や、運動会・発表会等の園・学 校行事などへの参観

・小学校の授業研究会への園の職員の参加

・幼保小教育連携研修会への参加

・県幼稚園教育課程研修講座など、小学校職員等も参加する研修会への参加

要件3の例

- ・近隣や連携先の小学校との間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して、具体的な子どもの姿を共有することを通して、架け橋2年間を通して育てたい子どもの姿などの目標や、そのために重視する援助・支援などを共有する会議を行う。

・小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施している。
※架け橋プログラムリーフレット内にある架け橋カリキュラムデザインシート等を活用して、小学校とともに大切にしたい事柄を明確にし、見える化するなど。

・小学校への参観や職員間の交流を通して得た気づきをもとに、アプローチカリキュラムの編成や改善を図る。
- 作成にあたっては横浜市こども青少年局保育・教育 支援課幼保小連携のホームページに掲載されている「アプローチカリキュラム作成例」の様式を活用する。
- ただし、各施設で独自に策定しているカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることができる。現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわかる協議記録等の書類でも可能とする。

実施状況等		
☐ 無	☐ 有(要件1～3)	☐ 有(要件1と2)

2 子ども同士の交流活動・職員間の連携活動

※1 研修の名称・講師・参加者、交流の相手先と内容、小学校の行事内容等を記載

※2 報告書は、毎年3月15日までに「公定価格加算・調整項目届出書」の挙証資料として提出すること

なお、提出期限までに実施していない活動があれば、計画として記入すること（通知）

※3 同一の実施内容で実施日が複数ある場合、原則初日を記載してください。ただし、加算趣旨により適合している日があればその日を記載してください。

※4 Excel帳票に出力すると、12行目までしか表示されません。

区分		実施日	実施内容 ※			
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
□子ども同士の交流活動						
□職員間の連携活動						
子ども同士の交流活動 の回数		回	職員間の連携活動の回数			回
合計		回				

3 架け橋期のカリキュラム

挙証資料

小学校と協業して、編成・実施している架け橋期のカリキュラムまたは、
小学校への参観や職員間の交流を通して得た気付きをもとに、編成や改善を図ったアプローチカリキュラム。

休日保育実施兼加算適用届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

年度の休日保育加算の適用を受けるにあたり、実施状況について以下のとおり届け出ます。

施設・事業者名称			
所在地	〒 区		
連絡先	電話		
	FAX		
施設・事業種別	☐ 保育所 ☐ 認定こども園(2号・3号) ☐ 小規模保育事業A型		
	☐ 小規模保育事業B型 ☐ 事業所内保育事業(保育所型・小規模A型・小規模B型)		
休日保育開始日	年 月 日		
開所時間	時 分	～	時 分 (時間 分)
受付時間	時 分	～	時 分
保育時間(8時間)	時 分	～	時 分 (時間 分)
保育時間(11時間)	時 分	～	時 分 (時間 分)
休日保育に従事する保育士の数	1日あたり 人程度		
休日保育受入可能定員	1日あたり 人程度		

※「施設・事業者名称」、「所在地」、「連絡先」、「開所時間」、「保育時間」、「休日保育受け入れ可能定員」は横浜市ホームページなどで公表します。

加算要件 右欄の(1)～(4)の□すべてにチェックがあること	(1) ☐ 休日等を含めて年間を通じて開所
	(2) ☐ (保育所・認定こども園・保育所型事業所内保育事業の場合) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に準じた保育士の配置(保育士の数は全体で2人を下回らない。) (小規模事業A型・B型・小規模型事業所内保育事業A型・B型の場合) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項(A型)又は第31条第2項(B型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置
	(3) ☐ 適宜、間食又は給食等を提供(自園調理・弁当持参どちらかの□にチェックしてください。) ☐ 自園調理(委託も含む) ☐ 弁当持参※こちらにチェックがある場合は、向上支援費の食育推進助成(休日)及び延長保育の調理人雇用費(休日)は対象外です。
	(4) ☐ 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(人)合計
前年度延べ利用子ども数(実績)													0
当該年度延べ利用子ども数(見込)													0

※延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4人と計算すること。
※前年度延べ利用子ども数(実績)は前年度休日保育加算の適用がない場合は記載不要。
※対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。
※休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

休日保育実施兼加算適用変更届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

年度の休日保育の実施内容変更について、以下のとおり届け出ます。

※以下は変更箇所のみご記入ください。

施設・事業者名称			
所在地	〒 区		
連絡先	電話		
	FAX		
施設・事業種別	☐ 保育所 ☐ 認定こども園(2号・3号) ☐ 小規模保育事業A型		
	☐ 小規模保育事業B型 ☐ 事業所内保育事業(保育所型・小規模A型・小規模B型)		
開所時間	時 分	～	時 分 (時間 分)
受付時間	時 分	～	時 分
保育時間(8時間)	時 分	～	時 分 (時間 分)
保育時間(11時間)	時 分	～	時 分 (時間 分)
休日保育に従事する保育士の数	1日あたり 人程度		
休日保育受け入れ可能定員	1日あたり 人程度		
変更適用日	年 月 日		
休日保育加算要件が適用しなくなった日	年 月 日 (休日保育を実施する最終日の日付)		

代表者様

横 浜 市 長

3 月分加算項目の審査結果のお知らせ

申請のありました 3 月分加算項目について、次のとおり加算の可否を決定しましたので通知します。

施設・事業所番号

施設・事業所名

加算項目	審査結果	備考	
高齢者等活躍促進加算		承認雇用時間	
		加算額	
		(否の場合) 理由	
施設機能強化推進費		加算額	
		(否の場合) 理由	
施設関係者評価加算		公開保育の取組と組み合わせ せているか	
		加算額	
		(否の場合) 理由	
第三者評価受審加算		(否の場合) 理由	

[illegible]